日本の士業事務所・資産家を元気づける情報マガジン

元気だね通信

発行・編集／レガシィマネジメントグループ

読者アンケート実施中

11月号の感想・要望は
こちらから！

Vol. 272
Nov. 2026

巻頭特集

年末調整（2026年）＆確定申告（2027年3月）改正事項と実務ポイント

【執筆】
あおば総合会計　所長　税理士　川村 卓也

6　**税務なんでも教室**
入門　個人の国際税務⑥

New Release

8　年末調整の実務2026
136万円の壁から法定調書の改正まで総点検

9　確定申告の実務研修2027年版
3月8日までに決着　全3巻

10　**11月の新商品ラインナップ**

11　**税理士が知っておいてほしい法務道場**
税理士損害賠償責任の予防と事後対応②

12　**ユイゴン書くと元気だね　第6回**

13　**The Professional Interview**

14　**税務調査研究会　今月の1問**

15　**ニュース＆カレンダー**



※この画像は生成AIで作成しました。

2028年
1月から？

非上場株式の見直し案が浮上

顧問先、今のうちに一度確認しませんか

非上場株式の評価見直し
対策の検討期間は
実質残り
6カ月！

国税庁の有識者会議で、非上場企業の株式（自社株）にかかる新たな評価方法の案が示されました。

実現すれば、約60年ぶりに評価方法が大きく変わる可能性があります。顧問先への影響を気にされている先生も多いのではないでしょうか。

対策実行に半年程度かかるとすると、検討できる時間は2027年5～6月までとなり、実質あと6カ月。しかもこれから繁忙期に突入するため、時間はあまりありません。

（2026年9月末現在の情報です）



制度が固まってから慌てないために 今のうちから顧問先ごとの選択肢を レガシィと一緒に整理しませんか。

「贈与する」「相続まで待つ」「売却する」などをシミュレーションし、
先生と一緒に顧問先に適した対応策を検討します。
相続・事業承継専門のレガシィにご相談ください。

顧問先との関係はそのまま。

難しい部分だけ、スポットでご相談・協働いただけます。
「この会社、該当するかも」という段階でお気軽にご相談ください※。
※顧問先が特定しうる個別具体的な案件は、弊社への相談前に顧問先の同意をご確認ください。

お問い合わせはこちら

Legacy
レガシィマネジメントグループ
税理士法人レガシィ
株式会社レガシィ
行政書士法人レガシィ

0120-00-8377
https://legacy.ne.jp/legacy-cloud/contact/
「元気だね通信を見て」とお伝えいただくとスムーズです

要点整理して早めに動き出したい!

年末調整（2026年）＆確定申告（2027年３月）改正事項と実務ポイント



2026年（令和8年）の年末調整と、2027年（令和9年）２～3月の確定申告では、物価高騰への対応や多様な働き方の支援を盛り込んだ税制改正が反映されます。具体的には、基礎控除と給与所得控除額の引き上げにより所得税の課税最低限が給与収入ベースで178万円へ拡大されるほか、扶養親族の所得要件の引き上げに伴う特定親族特別控除の対象範囲の見直しなど実務への影響が大きい変更が数多くあります。本記事では、国税庁等の公表資料に基づき、年末調整と確定申告の主な改正事項と、実務担当者や個人事業主が押さえるべきポイントを整理・解説します。

第1部：2026年（令和8年）年末調整の重要改正と実務の要点

1．課税最低限178万円まで拡大：基礎控除・給与所得控除額の引き上げ

2026年の年末調整実務において最も大きな変更点が、基礎控除と給与所得控除額の引き上げです。基礎控除の本則額が、合計所得金額2,350万円以下の納税者を対象に一律58万円から62万円へと増額されます。さらに、令和８・９年分に限り特例加算があり、合計所得金額が489万円以下なら42万円が加算され、基礎控除は104万円に達します。一方、合計所得金額が489万円超655万円以下でも５万円が加算され、67万円となります。

同時に、給与所得控除額の最低保障額も引き上げられます。従来の65万円から本則額が69万円へと拡大され、さらに令和８・９年分は特例加算５万円が上乗せされることで、最低保障額は合計74万円へと底上げされます。これらを合計すると、給与収入のみの方の所得税の課税最低限は実質「178万円」へと拡大し、パートやアルバイトを含む幅広い給与所得者の税負担が軽減されます。なお、令和10年分以降は、消費者物価指数の変化率に基づき、２年ごとに基準を見直すスライド制が基本方針とされています。

2．同一生計配偶者や扶養親族の所得要件緩和（「136万円の壁」へ）

控除額の引き上げに伴い、扶養控除等の対象となる親族の所得制限も一律に緩和されます。これまで「合計所得金額58万円以下」とされていた同一生計配偶者や扶養親族、さらにひとり親の生計を一にする子の所得上限は、「合計所得金額62万円以下」へと緩和されることになり、対象者の収入が給与のみである場合、給与収入の上限目安が従来の123万円以下から「136万円以下」へと引き上がります（いわゆる「136万円の壁」）。

また、勤労学生の所得要件も、従来の合計所得金額85万円以下から、合計所得金額89万円以下（給与収入163万円以下）へと緩和されます。改正は令和８年12月１日に施行されるため、新たに扶養の対象となる親族がいる場合は、年末調整までに扶養控除等申告書を提出し直してもらう必要があります。個人住民税は前年の所得に課税されるため、令和８年中の所得をもとに令和９年度分から新しい基準が適用されます。

ただし、健康保険などの社会保険の扶養は、年収130万円未満を原則とする別の基準で判定されます。税の扶養の範囲が広がっても、社会保険の扶養から外れる場合がある点には注意が必要です。

3．扶養控除等申告書の様式変更と源泉徴収事務

実務面においては、令和８年分から「給与所得者の扶養控除等申告書」の様式が新しくなりました。19歳以上23歳未満の特定親族のうち、合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人を、「源泉控除対

象親族」欄に記載する様式です。これにより、特定親族を毎月の源泉徴収でも扶養親族等の数に含めるようになり、教育費などの負担が大きい19歳以上23歳未満の親族を扶養する世帯の月々の税負担を和らげることができます。ただし、特定親族特別控除そのものは、所得の多寡にかかわらず年末調整で「特定親族特別控除申告書」を提出して精算します。

なお、令和８年度改正で扶養親族の所得要件が62万円以下に引き上げられたため、年末調整では特定親族の範囲が62万円超123万円以下となります。年初の申告書で特定親族として記載された子でも、所得が62万円以下であれば特定扶養親族として扱われるため、年末調整の前に区分を確認してください。

4. 年末調整での一括税額精算と還付

実務上の注意点は、上記改正は令和８年12月１日に施行されるため、月々の源泉徴収には反映されず、12月の年末調整でまとめて精算することです。令和８年11月までの月次の源泉徴収では、基礎控除の特例加算や給与所得控除額の最低保障額の上乗せは反映されず、改正前の税額表のまま処理されます。改正後の控除（基礎控除最大104万円、給与所得控除額の最低保障額74万円など）は、令和８年12月の年末調整で一括して精算します。

そのため、例年より多くの従業員に、より大きな還付が発生することが見込まれます。年末調整の還付金は、原則としてその月に納める源泉所得税から充当し、足りない分は翌月以降の納付額から充当します。それでも足りない場合は、税務署に還付を請求できます。還付額が大きくなりそうな会社では、一時的な立て替えに備えて資金繰りを確認しておくと安心です。

また、令和９年１月支払分からは、改正後の控除額を織り込んだ「令和９年分 源泉徴収税額表」を使用します。12月の年末調整と１月の税額表の切り替えに向けて、給与システムの設定を早めに確認しておく必要があります。

5. 通勤手当・食事現物支給の非課税限度額引き上げ

通勤手当や食事の支給に関する非課税限度額も、令和８年４月１日以後に支払われるものから改正後の金額が適用されています。自動車や自転車などで通勤する人が駐車場等（駐輪場を含む）の料金を負担している場合、距離区分に応じた非課税限度額に、駐車場料金相当額（月5,000円が上限）を加算できます。さらに、片道65km以上の区分が細分化され、非課税限度額は最大月66,400円に引き上げられました。

また、食事の現物支給は、従業員が食事代の半分以上を負担し、かつ、会社の負担額が月額7,500円（改正前3,500円）以下であれば非課税となります。深夜勤務者に夜食を現物支給できない場合に代わりに支給する金銭も、非課税となる上限が１回300円から650円以下に引き上げられました。会社の手当規定などの見直しを推奨します。

第2部：2027年（令和9年3月）確定申告の主な変更点と事業主の対応策

1. 個人事業主も対象：基礎控除・給与所得控除額の改正

2027年（令和９年）２月16日から３月15日の確定申告における変更点です。基礎控除と給与所得控除の引き上げが反映されます。基礎控除の本則は、合計所得金額2,350万円以下の納税者について58万円から62万円に引き上げられます。さらに、令和８・９年分に限り特例加算があり、合計所得金額489万円以下なら104万円、489万円超655万円以下なら67万円となります。

また、給与所得控除額の最低保障額も、65万円から本則69万円に引き上げられ、令和８・９年分は特例として５万円が上乗せされて74万円となります。給与所得者の多くは12月の年末調整で精算が済みますが、副業がある人や年末調整を受けていない人、事業所得者などは、確定申告で初めて新しい控除額が反映されます。

2. 扶養親族・配偶者の所得要件の引き上げ

基礎控除の引き上げに伴い、扶養控除や配偶者控除などの対象となる扶養親族・同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下から62万円以下（給与収入のみの場合は136万円以下）に引き上げられました。これにより、家族がこれまでより多く稼いでも扶養に

年々複雑怪奇に！　今冬の年末調整の「実務ポイント」は？

入れる範囲が広がります。あわせて、大学生年代の子を扶養する場合の特定親族特別控除の対象も、子の合計所得金額が62万円超123万円以下へと見直されました。納税者にとっては追い風となる改正ですが、家族の年収状況を的確に把握したうえで、人的控除の適用要件を改めて確認する必要があります。

3. インボイス制度「2割特例」の終了とその後の選択肢の検討

インボイス制度の開始に伴い、免税事業者からインボイス発行事業者（課税事業者）となった小規模事業者向けの消費税特例措置である「２割特例」は、2026年分の消費税申告（2027年３月末提出期限）が適用できる最後の年となります。個人事業主におきましては、翌年から２年間の経過措置として「３割特例」を適用できることになります。

ただし、卸売業や小売業など、みなし仕入率が70%を超える業種では、「３割特例」よりも「簡易課税制度」の方が税額を抑えられるケースがあります。なお、２割特例や３割特例の適用を受けた翌年に簡易課税へ移行する場合、本来であれば簡易課税の適用を受ける年の前年中に簡易課税制度選択届出書を提出すべきところ、選択届出書はその適用を受ける年の消費税確定申告期限までに提出すればよいこととされています。しかしながら、簡易課税を選択すると原則２年間は継続適用となり、３割特例終了後の税負担にも影響します。業績データをもとに早めにシミュレーションを行い、方針を決めておくことが重要となります。

4. iDeCo拠出上限の拡大と、こどもNISAの設立

今回の申告には直接関係しませんが、個人の資産形成制度にも大きな改正があります。iDeCoでは、2027年１月引落分から拠出限度額が引き上げられます。自営業者の上限は、国民年金基金等と合わせて月68,000円から75,000円（年間90万円）に、企業年金のない会社員は月23,000円から62,000円になります。増額には加入先の金融機関への変更手続きが必要となります。また、老齢基礎年金などを受け取っていない人は、一定の要件のもとで70歳になるまで加入・拠出を続けられるようになります。掛金は全額が所得控除の対象となるため、増額分の節税効果は2027年分の確定申告や年末調整から表れます。

NISAでは、2027年１月から口座開設の年齢下限（18歳）が撤廃され、０歳から17歳を対象に、つみたて投資枠（年間60万円、総額600万円まで）が設けられます。12歳以降は一定の条件のもとで教育費などのための払い出しができ、18歳になると通常のNISAに自動的に移ります。子どもの教育資金づくりなど、家族単位での資産形成の選択肢が広がることが期待されています。

第3部：業務を乗り切るための実務スケジュール

税務上の改正に混乱なく対応するためには、準備スケジュールを整理しておくことが重要です。

●10月～11月：従業員に年末調整の案内をし、「扶養控除等申告書」「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」「保険料控除申告書」を回収して内容を確認します。改正は12月１日施行のため、扶養の所得要件の引き上げで新たに扶養の対象となる親族がいる場合は、令和８年分の扶養控除等申告書を出し直してもらいます。

●12月：申告書の内容に基づいて年末調整を行い、12月の給与または賞与で精算します。本年は改正後の控除がまとめて反映されるため、例年より多くの従業員に還付が発生する見込みです。個人事業主は、年末に向けて帳簿の締めを進めます。

●１月：１月支払分の給与から『令和９年分 源泉徴収税額表』に切り替えます。また、法定調書や給与支払報告書を提出し、個人事業主の確定申告準備を進めます。なお、令和９年１月以後は、給与支払報告書を市区町村へ提出すれば税務署への源泉徴収票の提出は不要となります。

●２月中旬～３月15日：個人事業主の確定申告・納税を行います。複雑な税制改正には、手作業ではなく最新の改正情報へ自動対応するクラウド確定申告システムを活用することで処理時間の短縮とミスの防止につながります。

※本記事は2026年9月末時点の情報で執筆しています。

【執筆】あおば総合会計　所長　税理士
川村 卓也

滋賀県近江八幡市出身、関西大学法学部卒業。ホテル再生事業を手掛けるベンチャー企業に就職、飲食部門の運営・企画を担当。その後、京都・滋賀の会計事務所で９年間実務を経験し、2016年独立開業。創業支援、事業承継支援、経営計画サポートなど経営支援を中心とした中小企業経営者の頼れるパートナーとして活躍中。趣味は、読書・ゴルフ（練習中です…）・高校野球観戦。

［HP］http://aoba-sogokaikei.com

税務なんでも教室

ここ数年の円安傾向から、確定申告書の作成にあたり、外貨建て取引の円換算レートは何を使うべきか、また、為替差損益はどのような場合に認識するのか、為替差損益の計算はどのように行うのか迷うところです。

1　外貨建て取引の円換算レート

そもそも円換算にどのレートを採用するかによって、どのような違いが生じるのでしょうか？

例えば米ドルの場合、為替手数料がTTS（電信売相場）、TTB（電信買相場）±１円です（為替手数料は通貨により異なります）。TTM（仲値）が100円とすると、TTSは101円、TTBは99円となります。収入はTTB、必要経費はTTSを採用することにより、収入及び必要経費ともTTMを採用した場合に比べ、所得金額が少なく計算され納税者には有利になります。通達は有利な方法を認めています。

個人が、外貨建て取引を行った場合の円換算レートは、次のとおりです。

（１）原則：TTM（所得税基本通達57の３－２）

ただし、次の方法をとることもできます。

（２）株式譲渡：収入はTTB、取得費はTTS（措置法通達37の10･37の11共－６）

（３）不動産所得・事業所得・雑所得・山林所得：原則はTTM。ただし、継続適用を条件として、収入・資産はTTB、仕入・必要経費・負債はTTSも可（所得税基本通達57の３－２ただし書）。

（４）不動産譲渡：原則はTTM。ただし、譲渡代金として受領した外国通貨を直ちに売却し本邦通貨としている場合、収入はTTBで、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに取得費・譲渡費用に充てている場合は、取得費・譲渡費用はTTSも可（所得税基本通達57の３－２注書４）。

（５）給与所得・利子所得・配当所得：TTM（所得税基本通達57の３－２）

2　換算する日

（１）換算する日は、その取引を計上すべき日の為替相場（所得税基本通達57の３－２）

（２）円換算に係る日に為替相場がない場合：同日前の最も近い日の為替相場（所得税基本通達57の３－２注書き３（１））。例えば、令和８年８月15日(土)は為替相場がありませんので、令和８年８月14日(金)の為替相場の数値により換算します。

3　為替差損益の取扱い

為替差損益を認識する場合について、５つの事例で説明します。雑所得として課税されます。

事例１　円で外貨を購入し、その後解約し円で受け取った

（１）Ａ銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝100円。

（２）Ａ銀行の米ドル建定期預金を解約。１ドル＝110円。



●為替差益を認識します

(110円／ドル－100円／ドル)×10,000ドル＝100,000円

事例２　外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益(銀行は異なるが同じドル預金)

（１）Ａ銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝100円。

（２）Ａ銀行の米ドル建定期預金を解約し、

B銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝110円。

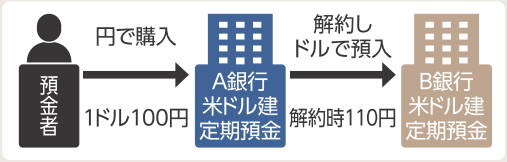

●為替差益を認識する必要はありません

→他の金融機関に預け入れる場合でも、同一の外国通貨で行われる限り外貨建て取引に該当しません。元本が、同一の外国通貨で預入及び払出が行われる限り、金額に増減はなく、実質的には同じ外国通貨を保有し続けている状態と変わりなく、為替差損益を認識する必要はありません。

事例3　預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合

（ドル預金を下ろしてドルで建物を購入。種類が異なるものに投資）

（１）Ａ銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝100円。

（２）Ａ銀行の米ドル建定期預金を解約し建物をドル建で購入。１ドル＝120円。

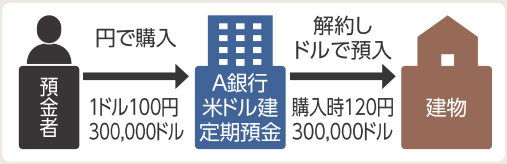

●為替差益を認識します

(120円／ドル－100円／ドル)×300,000ドル＝6,000,000円

→預金以外のものを、たとえ同じドルで購入したとしても、購入した時点で預金とは異なる経済価値を持った資産に変わることで新たな経済的価値が生まれ、収入が実現したものとして為替差損益を認識します。

事例4　外貨建預金を払い出して外貨建MMFに投資した場合(銀行は同じだが商品が異なるものに投資)

（１）Ａ銀行に米ドル建定期預金を購入。１ドル＝100円。

（２）Ａ銀行の米ドル建定期預金を解約し、Ａ銀行に米ドル建MMFを購入。１ドル＝110円。

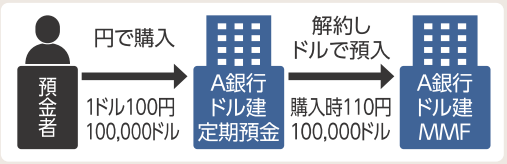

●為替差益を認識します

(110円／ドル－100円／ドル)×100,000ドル＝1,000,000円

→外貨建預金を外貨建MMFに投資した場合、新たな資産に投資した時点で新たな経済的価値が生まれ収入が実現したものとして、為替差損益を認識します。

事例5　保有する外貨通貨を他の外国通貨に交換した場合(通貨が異なる)

（１）円で米ドルを購入。１ドル＝100円。

（２）米ドルでユーロを購入。１ユーロ＝150円。

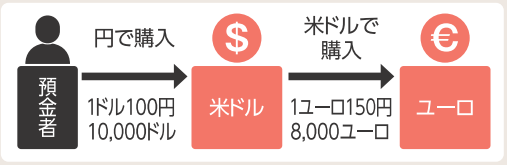

●為替差益を認識する

(150円 ×8,000ユ ー ロ)－（100円 ×10,000ドル）＝200,000円

→他の通貨への交換時に収入が実現したと考えます。

６回にわたり個人の国際税務について書かせていただきました。明確に条文、通達等で明らかになっていない事項が多々ある分野で、事例を積み重ね解決していくことが大切と思っています。

Profile

昭和52年慶應義塾大学法学部卒業後東京国税局採用。その後、昭和62年東京国税局査察部、平成３年国税庁広報課、平成７年東京国税局資料調査課（外国人担当）、平成11年麹町税務署国際税務専門官、平成20年渋谷税務署特別国税調査官（国際担当）、平成26年東京国税局主任税務相談官、平成27年太陽グラントソントン税理士法人入社、令和元年事務所開業。東京国税局在職中は、海外取引を行っている個人及び外国人に対する調査・指導・相談事務に長く携わってきた。

阿部行輝税理士事務所　税理士
阿部 行輝



New Release

レガシィでは、実務で役立つ士業向けの動画・音声セミナーを毎月お届けしています。１１月発売のおすすめ商品について内容・注目ポイントをご紹介いたします。

税理士向け

商品名

年末調整の実務2026 136万円の壁から 法定調書の改正まで総点検

CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

ミスゼロ年末調整！ 申告書チェックの ポイント

令和８年分の年末調整では、扶養控除をめぐる「136万円の壁」といった税制改正への対応に加え、申告書チェックの徹底による実務ミスの防止が強く求められます。本講義では、給与ソフトの利用を前提に、実務家が最も押さえるべき「申告書確認の要点」を詳しく解説します。

控除等申告書をはじめ、基礎・配偶者・所得金額調整控除申告書や保険料控除申告書など、各種申告書に潜む不備や矛盾を見抜くための確認ポイントを明示。添付書類や申告書間の整合性を正しく照合し、給与システムへ反映させる手法を提示します。

また、確認で迷いがちな住宅ローン控除についても、区分の判定から借換え・連帯債務といった特殊ケースにおける個別確認の手順まで整理・解説しました。

さらに、令和９年１月提出分から義務化基準が「30枚以上」へ引き下げられる法定調書の電子提出について、前々年枚数による判定手順からみなし提出の扱いまで網羅しています。

本講義をご活用いただくことで、不備による返送や入力ミスといった現場の負担を解消し、事務所における年末調整実務の精度と効率を飛躍的に高めることができます。

税理士法人ゆびすい　税理士
天谷 翔
Sho Amaya



講師 Profile

創業70年超、税理士・会計士・社労士・司法書士など300名を超える専門スタッフを擁し全国主要10都市に展開する「ゆびすいグループ」の一員、税理士法人ゆびすいにて、企業顧問はもちろん、公益法人等といった法人全般に関する会計税務を主に担当。

➡ 詳しくは レガシィ通販HP（レガシィ@クラウド）https://www.legacy-cloud.net/

税理士向け

商品名

確定申告の実務研修 2027年版 3月8日までに決着　全3巻

CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各巻11,000円／DVD：各巻16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

年内研修で確定申告の改正点とミス防止ポイントを網羅！

令和８年分の確定申告は、基礎控除や給与所得控除の引上げ、住宅ローン控除の拡充、消費税の３割特例など、実務に直結する重要改正が目白押しです。税理士等の専門家にとって、正確な最新知識のアップデートとリスク管理が不可欠な時期を迎えています。

本研修では、湯沢会計事務所代表の湯澤勝信税理士が、令和８年分確定申告の最重要ポイントと実務上の留意点を、180分で分かりやすく解説します。

講義では、所得税・消費税・資産税（譲渡・贈与）の主要改正点を横断的に解説。少額減価償却資産や賃上げ促進税制の見直し、教育資金一括贈与特例の終了など、実務で判断に迷いやすい項目や顧客への助言に必要な将来の改正点まで網羅しています。

さらに、申告現場で即座に役立つ「必要書類一覧表」や「確定申告チェックリスト」の活用法も提示。本格的な作業に着手する前に所内で全体像と注意点を共有することで、担当者ごとの判断のばらつきや確認漏れを未然に防げます。早期の全体確認により、繁忙期における業務効率化と高品質な申告業務の両立を実現します。申告ミスを徹底防止し信頼を強固にするために、ぜひ本研修をお役立てください。

湯沢会計事務所　代表税理士
湯澤 勝信
Katsunobu　Yuzawa



講師 Profile

数多くの医療機関の開業支援、医療法人の設立、公益法人の設立、老人保健施設の開設等の支援業務及びセミナーを実施し、現在に至る。レガシィで長年に渡り、確定申告実務の講演を担当。

11月の新商品ラインナップ

商品名 **確定申告の実務研修2027年版**
3月8日までに決着　全3巻

check! 年内研修で確定申告の改正点と
ミス防止ポイントを網羅！



湯沢会計事務所　代表税理士
湯澤勝信

商品名 **年末調整の実務2026　136万円の**
壁から法定調書の改正まで総点検

check! ミスゼロ年末調整！
申告書チェックのポイント



税理士法人ゆびすい　税理士
天谷翔

商品名 **貸付用不動産等の評価改正**
通達案への私見と12月31日までの対策

check! 緊急！　令和8年12月31日までにできること



税理士
山本和義

商品名 **最新判例で学ぶ実務　配偶者の給与・**
寄付金・6項・無予告調査

check! 裁判所の判断ロジックを学びトラブル回避！



税理士
茂垣志乙里

商品名 **隣の先生はどうしている？**
税理士が見た　弁護士の税務対策

check! 累計1,000件超の申告実績からみる
傾向と対策



SP税理士法人　税理士
新谷和宏

➡ 詳しくは レガシィ通販HP（レガシィ@クラウド）https://www.legacy-cloud.net/

税理士賠償責任の予防と事後対応❷
「説明・助言義務」の境界線

前回は、税賠訴訟の出発点となる「善管注意義務」を取り上げました。今回は、その中でも実務上問題になりやすい「説明・助言義務」です。どこまでが責任範囲か、裁判例を踏まえて境界線を検討します。

（1）「説明・助言義務」とは

税理士は、依頼者が適切な判断をできるよう、必要な情報を提供して説明・助言する義務（＝説明・助言義務）を負います。もちろん、あらゆる税務上の論点を網羅的に説明することが求められるものではありません。他方で、その判断に影響を与える重要事項については、顧客から質問がなかったとしても、税理士側から能動的に説明・助言する義務が生じることもあります。

（2）説明・助言が求められる境界線

それでは、説明・助言が求められる境界線はどこにあるのでしょうか。この点の参考になるのが、小規模宅地の特例をめぐる以下の裁判例です。

この事案では、複数の土地のうち、どの土地について小規模宅地の特例を利用するかが問題となっていました。税理士は、当時の実務運用を踏まえて特例の適用可能性を検討し、税務署への相談も行った上で、税額への影響や適用が否定された場合のリスクなどを顧客に説明し、自らの見解も述べて、顧客の判断を仰ぎました。

東京地裁平成11年10月26日判決は、このような対応を踏まえ、税理士に説明・助言義務違反はないと判断しました。

ところが、東京高裁平成13年７月11日判決は、税理士が検討していた不動産貸付業とは別に、貸しスタジオ業という観点からも特例を利用できる可能性があり、その点についても検討し、顧客に示すべきとして、説明・助言義務違反を認めました。

このように、説明の有無だけでなく、どこまで選択肢を検討し、説明の対象とすべきだったかも問題となります。他方、その点を除けば、一審の判断のとおり説明は十分であったと評価されたことが読み取れる事案であり、実務上の参考となります。

（3）事前の備え

さらに、顧客が説明・助言されたこと自体を否定して紛争化するケースもあります。客観的な証拠がない場合、裁判所は説明・助言の事実を認めない傾向にあります。そのため、重要な選択肢やリスクを説明した場合には、その内容をメール・面談記録などに残し、後から立証できるように備えておくことが非常に重要です。

また、具体的にどのような説明・助言義務が生じるかは、契約・受任の内容が出発点となります。税理士が把握していた事情も考慮されます。そのため、契約書などでどのような業務を受任したのか明らかにしておくことや、顧客からどのような情報が提供されたかを記録しておくことも重要となります。

今号のまとめ

「説明・助言義務」では、説明の有無に加え、どこまで検討し、説明の対象とすべきだったかが問題となります。

また、受任内容と把握した事情を明確にし、重要な説明・助言は記録に残しておくことが税賠予防につながります。

「本道場」は、税理士が知っておくべき「法務」のポイントを弁護士が解説します。顧問先支援に必要な法務知識や税理士業務におけるリスクにつながる法務知識をお伝えします！

税理士が知っておいてほしい

法務道場

第7回



和田倉門法律事務所　弁護士
河村 尚

和田倉門法律事務所の弁護士。税務争訟・税理士損害賠償のほか、企業法務、M&A・組織再編、不動産・相続にも対応し、税務と法務を横断的に支援します。

ユイゴン書くと元気だね

第6回

このコラムは、遺言と向き合う人々の物語である。

執筆している2026年10月8日現在、非上場株式の評価見直しや事業承継税制の緩和の行方が気になるところです。掲載時には議論が進んでいるかもしれませんが、制度がどう変わっても大切にしたいことがあります。レガシィの「AIユイゴンWell-B」とともに、今回は承継を考える順番のお話です。

登場人物

- **ユイ先生**：父から事務所を引き継いだアトツギ女性税理士。シニア顧問先多数。甘党。
- **ゴンさん**：両親のカフェを引き継いだ50代男性。ユイ先生の顧問先。
- **マダナイ**：AIユイゴンWell-B内で働く猫。最新AIなのに昼寝の稼働率が高い。

ゴンさん：カランコロンカラン。あ、ユイ先生！2か月ぶりですね。今日はモンブランがおすすめですよ。

ユイ先生：じゃあ、それにいちごを山盛りで！

ゴンさん：秋でもいちご（笑）。そういえば父が、会社の株の評価や事業承継の税金がどうなるのか、気にしているんです。

ユイ先生：私たち税理士も気になるところよ。でも、その前にお父様に聞いてみたいことがあるわ。

ゴンさん：「株を何株持っているか」ですか？

ユイ先生：それも確認したいけど（笑）。お父様は、ゴンさんにどんな気持ちでこの店を託したいのかしら？

ゴンさん：そこはちゃんと聞いてないなあ。店は継いだけど、会社の株はまだ父が持っているんですよね。

マダナイ：株の値段の話の前に、お店に込めた想いを聞きたいにゃ。

ゴンさん：父はよく「コーヒー一杯で元気になれる店にしたかった」って言うんです。妹にも忙しい時期は随分手伝ってもらって。

ユイ先生：いいお話ね。「株は息子へ」だけでなく、「こんな店を続けてほしいから、お前に託したい」と遺言に残してもらえたらどう？

ゴンさん：それは嬉しいなあ。ただ株をもらうのとは、受け止め方が違いますね。

マダナイ：妹さんへの「ありがとう」も忘れずに伝えたいにゃ。

ユイ先生：そうね。そのうえで、お父様の株やほかの財産を、ゴンさんや妹さんにどう残すかを考えたいわ。

ゴンさん：なるほど。まず父の想いがあって、それをもとに財産をどうするか、なんですね。

ユイ先生：そう。そこを土台にして、株をいつ、どんな方法で渡すか、税制をどう使うかを考えるの。税金は大切。でも、税金だけで家族や会社の将来を決めたくはないわね。

ゴンさん：父も僕も「税金が安くなるなら」と、そこばかり気にしていました。

マダナイ：「税金をいくら減らすか」の前に、「何を託したいか」だにゃ。

ゴンさん：そうだ。AIユイゴンで、父にお店の思い出を話してもらおうかな。前に付言事項を書いたときも、話が弾んだし。

マダナイ：その想いを言葉にするお手伝いをするにゃ。

ユイ先生：それを一緒に見ながら、遺言に何を残すか、具体的な承継方法をどうするかも考えましょう。

ゴンさん：先生、今日はなんだか株が上がりましたね！

ユイ先生：それはよかった！私の株も上がったことだし、株価みたいにこのモンブランも、もう一段高く重ねて！

ゴンさん：想いは重ねても、ケーキは重ねません！（笑）



ユイ先生のまとめ

株式評価や事業承継税制は大切です。しかし、まず考えたいのは、誰に何を、どんな想いで託したいのか。その想いを遺言で伝え、財産をどう引き継ぐかを考えることが承継の土台です。そのうえで株の渡し方や税制の活用を検討する。この順番を大切にしたいと思います。顧問先との会話でも、税金の話に加えて「ご家族に伝えておきたいことはありますか」と聞いてみてください。AIユイゴンを、その想いを整理するきっかけとして紹介するのも一つです。



税理士法人レガシィ
代表社員税理士・
公認会計士・行政書士
天野大輔

慶應義塾大学大学院文学研究科修了。富士通エフ・アイ・ピー（現 富士通Japan）、監査法人・コンサルティング会社を経て、2015年よりレガシィマネジメントグループに参画。両親から事業を承継し、2021年より現職。SE経験を背景に、「Mochi-ya」「相続のせんせい」「サムシナ」、デジタル遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を企画・リリース。近著『100億円相続事典』（2024年、日経BP社）。2023年よりYouTube「相続と文学」を運営し、2025年に『税務弘報』で「文学で学ぶ相続の知恵」を連載。

アプリのダウンロードはこちらから!!

The Professional Interview

「The Professiona Interview」では、
地域に密着し、地域を支え、
「元気」を発信している士業の先生を
ご紹介させていただきます。

黒字➡森川先生　赤字➡レガシィ

「頼んで良かった」のひと言が最大の報酬。お客様の幸せに全力を尽くす、森川税理士の揺るぎない志



めぐろ相続専門税理士事務所
代表税理士
森川 光宏

DATA

めぐろ相続専門税理士事務所
代表税理士
HP：https://meguro-souzokutax.hirameki7.site/

開業までの経緯を教えてください

私は長年、国税職員として財務省や国税庁に勤務し、国の税務行政に携わっていました。納税者の方々と直接対話し、不正を正す仕事にやりがいを感じていましたが、階級が上がり組織運営や職員管理が中心となると、誰かの役に立っている実感が湧きにくくなり、「自分が本当にやりたかったことなのか」と葛藤を抱くようになったのです。

そうした中で「組織の階段を上るのではなく、税理士として直接お客様一人ひとりと向き合い、困っている方の役に立ちたい」との想いが日に日に強くなり、独立を決意しました。子供たちの挑戦する姿や妻の温かい後押しに背中を押されて目黒の地に開業し、長年培った経験を活かして、相続を専門に、人生の大きな節目で悩む方々に寄り添う事務所をスタートさせました。

お客様との対応で意識していることは何ですか?

「この人に頼んで本当に良かった」とお客様に心から満足していただけるように意識しています。税務の手続き自体はどの税理士でも行えますが、最終的にお客様から選んでいただく決め手は「私という人間への信頼」。だからこそ、常に謙虚にお客様と向き合う姿勢を大切にしています。

国税組織での現場経験を活かした専門性も私の強みです。形式的な判断に捉われずお客様ごとの実情を正確に把握すれば、他所では難航した税務対応も無事に解決できることもあります。不動産鑑定士の資格も活かし、不動産価格や取得価格調査など、ワンストップでサポートしています。

印象的なエピソードはありますか?

昭和時代に建てられた古い家にお住まいの、あるご家族との出会いが今も強く心に残っています。スマートフォンも持たず固定電話だけで質素に暮らされている方々でしたが、いつご自宅を訪問しても塵ひとつ落ちておらず、庭から玄関先に至るまで見事に掃き清められていました。決して贅沢ができる暮らしぶりではないのに、その方々は相続税を納めることに対して不満や文句を一切おっしゃいませんでした。「納めるべき税金はきちんと納めて、残ったお金で身の丈に合った生活をするだけです」と静かにお話しされた、その清廉で誠実な佇まいを目にした時、「人間としての品格や心の豊かさにおいて、自分など遥かに及ばない」と深く感動しました。

あまりに質素な姿から報酬をいただくことすら気が引けてしまったのですが、「先生のお仕事に対する対価ですから」ときっちりお支払いくださいました。そのお金を自分の事務所の口座に入れることはどうしてもできませんでした。そのため、個人の定期預金口座にそのまま預け、「万が一この方々が将来困ることがあればこのお金で助けよう」と心に決め、今も大切に貯金しています。

税理士業務というのは、単に税金の計算や申告書を作る仕事ではありません。相続という人生の重大な節目を通じて、お客様の道徳観や人生観、ご家族の温かい絆に触れ、自分自身の生き方を正す大きな学びをいただける仕事なのだと日々感謝しています。

取材対象者募集しています!
「先生の取組をお話ししませんか?」

ご興味のある方は下記連絡先まで
税理士法人レガシィ・株式会社レガシィ
担当：高橋智美　t.takahashi@legacy.ne.jp

税務調査研究会
今月の1問
Q

※本記事は実際の質問のエッセンスを利用し、大幅に改変、一般化したモデル事例です。
また、令和8年度税制に基づきます。実務への適用の際は個別事情を考慮し、慎重にご判断ください。

役員（非居住者）から同族会社への高額な資金貸付けに関する税務上の留意点と利息の取扱い

弊社（税理士事務所）の顧問先である同族会社（法人）において、非居住者である代表取締役個人が所有する賃貸テナントビル（時価：2億～3億円程度）を、法人が買い取る計画を進めております。法人は手元資金が不足しているため、当該代表取締役個人から購入資金として2億～3億円の割り当てを受け（役員借入金）、それを元手にビルを買い取る予定です。この取引について、以下の点をご教授ください。

1. **高額な役員借入金の税務上のリスク**：同族会社において、役員から億単位の高額な借入金が生じること自体、法人の税務上（または会社法上）何らかの問題になりますでしょうか。
2. **適正な金利の設定基準**：同族会社間の金銭消費貸借において、無利息または低利とした場合に税務上の否認リスク（所得税法157条の同族会社の行為計算の否認など）があると聞きました。今回のような規模感の場合、「高額」とみなされる基準や、適用すべき利率はどのように決めるべきでしょうか。
3. **非居住者役員への利息支払と所得区分**：貸主である役員は「非居住者」に該当します。法人からこの役員へ利息を支払う場合、役員個人の所得区分は「雑所得」でよいでしょうか。また、源泉徴収などの実務上の注意点があれば教えてください。

A

1．役員借入金の発生と会社法上の手続（質問1について）

会社が役員から高額な借入れを行うこと自体は、直ちに法人税法上問題となるわけではありません。ただし、会社法上は役員と会社との間の金銭消費貸借契約となるため、「利益相反取引」（会社法356条等）に該当する可能性があります。そのため、取締役会（または株主総会）での承認および「議事録の整備」を確実に行っておく必要があります。

2．適正金利の設定と否認リスク（質問2について）

税法上「いくら以上が高額か」という明確な金額の基準はありません。会社の規模、資産状況、借入目的等を総合的に判断することになります。

直近の裁決事例（令和7年3月7日裁決）では、法人の代表者が20億円を超える資金を「無利息・無担保」で同族会社に貸し付けていたケースにおいて、その融資条件が社会通念上不自然・不合理であるとして、所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認等）が適用されたものがあります。 今回の事例（2億～3億円程度）は、中小企業の不動産取得における役員借入としては一般的な範囲内とも考えられ、直ちに不自然な取引と認定されるリスクは低いと推察されます。しかし、念のため金銭消費貸借契約書を交わし、返済条件等を明確にしておくことが推奨されます。

また、利率については、理不尽な低利（または無利息）や高利を避け、法人が実際に金融機関から調達する場合の借入金利等を参考に設定するのが実務上一般的です。

3．非居住者への利息支払と源泉徴収（質問3について）

役員（非居住者）が受け取る利息の取扱いは以下の通りです。

・所得区分：原則として「雑所得」に該当します。
・源泉徴収：日本国内の法人から支払われる利息は「国内源泉所得」となるため、原則として15.315%（所得税15%＋復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が必要です。
・租税条約の確認：役員が居住している国と日本との間の租税条約により、この源泉税率が軽減または免除される場合があります。適用を受ける場合は、支払日前日までに「租税条約に関する届出書」を税務署へ提出する必要があるため、事前の確認が必須となります。

■根拠条文

- 会社法第356条（競業及び利益相反取引の制限）
- 所得税法第161条第1項第11号（国内源泉所得・利子等）
- 所得税法第157条（同族会社等の行為又は計算の否認等）
- 令和7年3月7日国税不服審判所裁決（同族会社への巨額無利息貸付けに関する事例）

税務調査研究会とは？

税務調査研究会とは、株式会社レガシィが運営する税理士の会員組織です。適正・適法に納税している納税者を守る税理士先生の実務をサポートするために税務調査や実務に関する情報提供に加え、会員の皆さまからのご質問にも回答させていただいております。

詳しくはこちら

ニュース&カレンダー 11月

このページでは11月の税務トピックや注目ニュース、そしてレガシィからのお知らせをご紹介します!

今月の税務・労務トピック

11月10日（火）	源泉所得税の納付
11月30日（月）	個人事業税（第2期分）の納付
11月30日（月）	所得税予定納税額（第2期分）の納付
11月30日（月）	10月分の子ども・子育て拠出金、子ども・子育て支援金の納付

レガシィイベント

11/18（水）

第30回 会計事務所をいい状態にしたい研究会

レガシィマネジメントグループ会長天野隆と参加者（3名限定）で、ウェルビーイング対話カードを使い気楽に語り合います。

※左記の二次元よりスケジュールが確認できます。

お詫びと訂正

『元気だね通信』10月号につきまして、表紙に掲載している特集タイトルに誤りがございました。

誤）事業承継の現場から
　チロルチョコ株式会社　代表取締役社長　松尾 祐二 氏

正）事業承継の現場から
　チロルチョコ株式会社　代表取締役社長　松尾 裕二 氏

読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

NEWS

お知らせ

レガシィマネジメントグループ会長 天野隆の新書籍が発刊されました

レガシィマネジメントグループ会長・天野隆のロングセラー著書が待望のマンガ化！青春出版社より発売されました。

『マンガでわかる相続の「急所」やってはいけない「実家」の相続』

ある日突然発生する「実家」の相続。しかし、不慣れな家族は申告漏れや税務調査で大混乱に陥ります。さらに「実家」を共有名義にしてしまったことが、のちに大問題に発展して――。

本書では、こうした「実家」の相続ならではの落とし穴や注意点を、相続専門税理士である天野がマンガ形式でわかりやすく解説しています。「モメない」「損しない」ための極意や、誰もが直面しうる相続の不安を解消するヒントが満載です。

相続現場での知見が凝縮された、大変読みやすく実践的な一冊です。下記の二次元コードよりご購入いただけますので、ぜひご一読ください。



『マンガでわかる相続の「急所」
やってはいけない「実家」の相続』
天野隆（著）/ 伊藤かよこ（原作）/ 河村万理（マンガ）
青春出版社

イベント

士業のためのAI・デジタル活用セミナーが開催されました



※写真はイメージです

10月7日（水）、会計事務所向けの「AI活用入門セミナー」が開催されました。本セミナーは、AIを活用した実務の効率化を目的とした入門編として実施されました。講義では専門スタッフが登壇し、ChatGPTの基本操作をはじめ、他事務所における具体的な活用事例や、明日から実践できる導入のポイントなどを詳しく解説しました。

参加者は、最新のAIツールを自事務所の業務へどう落とし込むか、熱心にメモを取る様子が見られ、業務負担軽減への関心の高さがうかがえました。レガシィでは今後も、会計事務所の実務向上や業務効率化に役立つ最新情報の発信と、実践的な学びの場を継続して提供していく予定です。

AIユイゴン
Well-B

顧問先の遺言準備を前段でサポート
遺言相談の入口づくりと業務効率化に

AIで遺言相談をスムーズに



※この広告の画像は生成AIで作成しております。

AI ユイゴン Well-B は、
顧問先との対話をAIがサポートし、
遺言書の草案づくりを事前に整理できる
スムーズな案件化と業務効率を高める
新しいアプリです。

AI ユイゴンが
遺言の作成を考えている
顧問先と、
士業の先生の
架け橋に

顧問先	AI ユイゴンが担うこと	士業の先生	
・不安 ・迷い ・後悔	・気持ちの整理 ・情報の言語化 ・心理的ハードル軽減 ・遺言書草案の検討・作成支援	税務観点を含む遺言書草案の総合適否判断、最終整備等（必要に応じ各分野の専門家連携）	承継計画・遺言書完成



相続相談の“切り札”に！ AI ユイゴンの税金影響シミュレーション機能をご活用ください。

本サービスは、弁護士法の範囲内で遺言書草案の作成を支援するものであり、
法的判断を伴うものではありません。

大好評配信中！

アプリのダウンロードは
こちらから

元気だね通信
第272号
2026年11月１日発行

発行・編集：レガシィマネジメントグループ
〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目２番１号　東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階
TEL 0120-00-8377　FAX 03-3214-1718